令和3年度 第6回

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 理事会 議事録

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 令和3年度第6回理事会議事録

- 1. 日 時 令和4年3月18日(金) 午後2時00分~午後3時40分
- 2. 場 所 いたみいきいきプラザ3階 会議室③
- 3. 出席者

理事総数7名理事出席者6名

 理事長 阪上 昭次
 理事 林 秀和

 理事 大橋 吉英
 理事 武田 好二

 理事 小山 達也
 理事 森 理恵

監事総数2名監事出席者2名

監事細川健二 監事 辻 博夫

 議事録署名人
 阪上昭次

 議事録署名人
 細川健二

 議事録署名人
 辻博夫

- 4. 議 案 報告第5号 「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団令和3年度職務の執行状況について」
 - 報告第6号 「介護職員処遇改善支援補助金等の活用について」
 - 報告第7号 「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団就業規則の一部を改正する規則の制定について」
 - 報告第8号 「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団職員給与規則の一部を改正する規則の制定について」
 - 報告第9号 「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団契約社員就業規則の一部を改正する規則の制定について」
 - 議案第17号「令和4年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業 区分及び公益事業区分予算」

- 議案第18号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団経理規則の一部を改正する規則の制定について」
- 議案第19号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団組織規則の一部を改正す る規則の制定について」

議案第20号「役員等賠償責任保険契約の内容の決定について」

- 5. 議長 阪上昭次
- 6. 議事録作成者 鎌田 祐紀
- 7. 議事
- (1) 開 会
- ○事務局 理事会開会にあたり出席者全員が着席した後、事務局が令和3年度第6回社会 福祉法人伊丹市社会福祉事業団理事会資料の確認を行った。

「資料の確認]

○事務局 本日は、お忙しい中ご出席いただきまして有難うございます。定刻になりましたので、ただいまより令和3年度第6回社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団理事会を開催いたします。

それでは開会にあたりまして、当法人 阪上理事長よりご挨拶を申し上げます。

- (2) 理事長挨拶
- ○理事長 「挨拶]
 - (3) 議長選出
- ○事務局 それでは、議長選出に入らせていただきます。議事を進めるにあたり、理事 会運営規則第9条の規定により、「議長はその都度選任する」となっているた め、選任方法についてお諮りします。

[事務局一任]

事務局一任とのご意見をいただきましたので、阪上理事長を議長に推薦させていただきますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

ご異議がないようでございますので、阪上理事長に議長をお願いいたします。

(4) 出席状況

○議 長 それでは、ご指名いただきましたので議長を務めさせていただきます。 はじめに、理事の出欠席について報告いたします。 本日の出席理事は6名でございます。理事会運営規則第10条に定める定足 数を充たしておりますので本理事会は成立いたします。

(5) 議事録署名人の選任

○議 長 次に、議事録の署名についてですが、理事会運営規則第15条の規定では、 「出席した理事長及び監事が記名押印する」と定められておりますので、私と 細川監事、辻監事にお願いします。

(6) 議事

○議 長 それではこれより議事に入らせていただきます。本日の議事は、報告が5件 と議案4件でございます。

> それでは、報告第5号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団令和3年度職務の 執行状況について」を議題といたします。

> 本件につきましては定款第17条第3項の規定により、「理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない」と定められております。したがって、私と常務理事より自己の職務の執行状況について報告いたします。

○理事長 [職務の執行状況について報告]

- ○常務理事 [職務の執行状況について報告]
- ○議 長 報告が終わりました。ただ今の報告第5号について、ご意見ご質問はございませんか。
- ○小山理事 質問ではございませんが、2月に入りコロナのオミクロン株が猛威を振るい、 感染拡大が広がっております。我々の法人においても、利用者と職員に対して 影響が出ております。伊丹市社会福祉事業団の利用者と職員の皆様方におかれ ましても、感染拡大防止に日々努力されていることについて、この場をお借り してお礼を申し上げます。

ご案内のとおり、今年に入りエッセンシャルワーカーに対して厚生労働省の 濃厚接触の扱いが変更されました。濃厚接触者の自宅待機は2週間から10日 に、現時点では7日に短縮される取り扱いになっています。その中でもエッセ ンシャルワーカーについては、検査キット等を活用し陰性反応を確認すること で、確認後5日目から業務の復職が許可されるという通知がございましたが、 その場合は、どのような取り扱いをされているのでしょうか。

○事務局 基本的には、保健所の指示によって自宅待機期間を決定しており、万一、感染が確認された場合は10日間の療養期間をもって対応している状況です。

ただ2月については保健所についても対応が追い付かずに連絡を待っている間にも自宅待機期間の7日を迎えてしまうといった事態も見受けられたため、 濃厚接触者については、自宅待機期間である7日間の期限を迎えた後は職場に 出勤していただくといった対応を取っておりました。

先程小山理事が仰っておられた検査キットを使って自宅待機期間を短縮するというような対応は取っておりませんでした。

- ○小山理事 ありがとうございました。特に2月において、濃厚接触者の場合における保健 所の対応については、指示を仰ぐことが難しい状況であったため、厚生労働省の 通知に従って対応するという状況であったことをご報告させていただきました。
- ○議 長 ありがとうございます。他には何かございませんでしょうか。 特にないようでございますので、報告第5号「社会福祉法人伊丹市社会福祉 事業団令和3年度職務の執行状況について」につきましては、ご理解いただい たことといたします。
- ○議 長 次に、報告第6号「介護職員処遇改善支援補助金等の活用について」、報告第8号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団職員給与規則の一部を改正する規則の制定について」、報告第9号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団契約社員就

業規則の一部を改正する規則の制定について」は関連がございますので、順番は異なりますが、審議の都合上これらを一括して議題とさせていただきます。 事務局の説明を求めます。

- ○事務局 [報告第6号、報告第8号、報告第9号について資料に基づいて報告]
- ○議 長 報告が終わりました。 まず、ただ今の報告について、ご意見ご質問がございましたらお願いいたします。
- 〇小山理事 報告第6号「介護職員処遇改善支援補助金等の活用について」ですが、介護職員処遇改善支援補助金等の等というのは、障害施設の職員も含めた支援補助金であるという意味で理解してよろしいでしょうか。また、正規職員のみならず、月額契約社員、日額契約社員、時給契約社員の方まで、要するには全職員に対して支援補助金を活用するという理解でよろしいでしょうか。
- ○事務局 基本的には、法人全職員を対象としておりますが、説明資料の支給対象者として、令和3年の年収額が500万円を超える職員に対しては支給しないこととして一定の年収額を対象者の要件と定めています。
- ○小山理事 この補助金の要綱について詳細には理解しておりませんが、介護及び障害者施設において、いわゆる福祉人材不足の解消を目的として、また、民間企業と比較して5万~6万円程度の賃金格差を是正するためのものであると理解しておりますが、支給しない要件の上限として、年収500万円に設定している額に、何か根拠があるのでしょうか。
- ○事務局 少し補足で説明させていただきます。支給制限の上限500万円に設定を置いているのは、あくまでも当法人独自の施策であり、国の施策に従った場合であれば、介護職及び障害職の職員に限られるものでありますが、職員に幅広い対応を行うため、民間企業との給与格差を埋めることは基より、居宅介護支援事業所や訪問看護ステーション等の支援補助金の支給対象となっていない施設の職員に対しても可能な限り対応できないかというのが苦慮したところでありました。給与格差については、国が指摘している程の格差はありませんが、当法人内に一定の格差が存在していることも事実です。可能な限りこの補助金を全額活用し、職員全体に行き渡るようにできないのかと考え、また、それによってある程度担保されるということの中間点を探り、どこに着地点を見出せばよいかというのを探っていたところです。

最終的には、妥当なラインがあくまでも500万円であったということであ

- り、国の方で定めている規定の500万円であるという要件とは異なります。 尚、現行の処遇改善加算については、その他職員については年収440万円 以下とするといった国のQ&Aが存在します。しかしながら、年収500万円 以下で設定させていただいているのは、先程のご説明させていただいた理由に よる当法人独自の施策でございます。
- ○小山理事 ありがとうございました。先程のご説明で内部の規定で年収500万円に設定されているのはよく理解できました。ただ気になっているのは、政府の報道による1か月あたり9,000円賃金アップという情報が独り歩きしている状況で、当然のように9,000円上昇するという風潮になっていました。法人内できちんと職員に情報が行き渡るようにしていただけているのならば問題がないと思われます。
- ○武田理事 国から交付される配分見込み額についてですが、概算で750万円となって おりますが、各事業所の総報酬見込額が上昇及び下降によって配分見込額も見 直され、減少されるということになるのでしょうか。
- ○事務局 おっしゃるとおりでございます。あくまでも報酬見込額ですので、報酬が上がれば増額され下がれば減額されることになりますが、ある程度の試算条件に 照らし合わせて試算しておりますので大きく乖離することはないと見込んでおります。
- ○武田理事 ありがとうございます。 1 0 月以降の介護報酬改定においても見込額が増加 する予定であるとの試算をされているのでしょうか。
- ○事務局 10月以降についてですが、現時点では新聞報道等によりますと、"介護報酬 等ベースアップ加算"という名称に変更されるのではないかと推定されております。一定介護報酬の改定が行われ、増額が見込まれる予定となっております。 あくまでも国の制度であるということを大前提とさせていただきたいと思います。
- ○武田理事 ありがとうございます。一旦給与として組込んでしまうことによって、10 月以降はなしということにはできないので、今後についても柔軟に対応をお願いしたいと考えています。よろしくお願いします。
- ○議 長 ありがとうございます。他には何かございませんでしょうか。 特にないようでございますので、報告第6号「介護職員処遇改善支援補助金 等の活用について」、報告第8号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団職員給与

規則の一部を改正する規則の制定について」、報告第9号「社会福祉法人伊丹市 社会福祉事業団契約社員就業規則の一部を改正する規則の制定について」につ きましては、ご理解いただいたものとします。

- ○議 長 次に、順番は異なりますが、議案第17号「令和4年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分予算」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
- ○事務局 [議案第17号について説明][事業計画書・予算概要資料を基に説明]
- ○議 長 説明が終わりました。 ただ今の議案第17号の説明について、ご意見ご質問はございませんか。
- ○小山理事 事業計画書についてですが、基本方針の中に"自己実現型介護の実践"に向けたICTの導入とありますが、あらゆる最新の情報機器を導入し、介護を受ける方の自己を実現するための介護を実践されるということなのかと解釈しているのですが、質の高い専門的なサービス提供と人材育成に取り組むということは、職員の自己実現型介護の実践となるのか、どういった内容になるのでしょうか。更にはICT技術やICTの活用という文言が出てきますが、具体的にはどういったものになるのでしょうか。

また、訪問看護について実施予定者数が減少しているのは、やはりコロナ感染症の影響によって在宅看護が減少しているのが原因なのでしょうか。社会通念においては、ニーズが増加しているとの見解でしたが、何か理由があるのでしょうか。

最後に、障害の事業所においては、障害福祉サービスにおいて "虐待防止委員会" の設置が報酬の減算対象になっているので、令和4年度中に "虐待防止委員会" の設置し虐待防止責任者を置くといった義務が生じていますが、その対策についてはどのようにされておられるでしょうか。お教え下さい。

○事務局 まず、"自立支援介護"についてですが、国として推進しているのは利用者の "自立支援介護"になります。当法人といたしましては、当然ながら利用者に とっての自立支援介護の実践をも含めていますが、当法人の職員も介護という 職を進めていく中でのやり甲斐である自己実現を目指しています。職員自身に やり甲斐や新たな発見を見出してもらえるように、福祉分野においての"自己 実現"を目指し取組んでいます。

また、当法人が取組んでおります I C T 化の内容につきましては、現在は研究の段階です。機器を導入しi P a d を使ってプロジェクトチームを立ち上げ

たうえで検証に入っており、利用者との関わり方を探りながら、日常の中で利用者の変化や気づきについて、6か月程観察している現状です。現時点では、その"気づきのプランナー"という形でシステム導入し、実践しようとしている段階に入っています。日常において、利用者の変化を追っていくことにより介護の在り方についてICTを駆使して取組んでいます。

もう一点は、現在建設中の"ケアハイツなかの"において、眠りスキャンというシステムを導入し、利用者の状態を観察するため、またナースコールに連動したシステム導入を進めていくためにICT化の推進を進めていこうと考え実践している現状です。

- ○事務局 訪問看護についてのご質問ですが、国内で報道されているとおり、患者数は増加している状況にあります。当法人においては看護師の求人募集を積極的に行っておりますが、採用には至っていないのが現状です。したがって、職員の配置人数によって実施人数を定めているため、どうしても減少数で表記せざるを得ないのが現状です。要するに人的配分の問題となっております。在宅看護の社会ニーズは高水準であるため、職員数が増加すれば実施予定数も増加すると考えております。
- ○事務局 障害福祉サービスにおいて "虐待防止委員会" の設置についてですが、令和 3年度の7月頃より "虐待防止検討会" というものを設置し、相談支援事業所 とサポートテラス昆陽東、東有岡ワークハウスの担当者が出席し、毎月1回会 議を開催しております。これについては兵庫県からも通達が発出されており、 令和4年4月からスムーズに稼働できるようにと考えております。
- ○小山理事 訪問看護については、今後は人材不足を補完しながら、条件を満たせば職員配置基準の一定の緩和も見込めるため、是非有効活用していただきたいです。
- ○議長ありがとうございます。他には何かございませんでしょうか。
- ○大橋理事 特段事業計画についてではございませんが、社会福祉法人連携推進法人制度についてですが、社会福祉法人同士が共通事務の効率化を進めるための連携や協働を図るものとして理解しているが、実際に求人募集や職員採用について、事務の効率化を目的として法人が連携し協働を図るような考え方や取組みはあるのでしょうか。
- ○事務局 結論として、伊丹市内においては進んでいないのが現状です。市内の事業所で連携して効率化を実施する場合には、当法人の他に市の外郭団体として伊丹市社会福祉協議会であり、いたみ杉の子との協働が考えられるが、連携については、現時点では検討の段階でございます。

- ○大橋理事 伊丹市内の事業所においては、今後何らかの動向はあるのでしょうか。
- ○事務局 現時点で正確に確認は取れておりませんが、事業を共同で実施していることから、具体的には、ときめき、ヘルプ協会、JA等の事業所については人材確保の観点から、ヘルパー養成研修等については共同で実施しているとは伺っております。

しかしながら、法人間における経営等の連携や協働については、確認できておりません。

- ○大橋理事 ありがとうございます。今後、伊丹市内の事業所においては、社会福祉法人 連携推進法人制度について実際に取組んでおられる事業所がございましたら、 効果等を注視していただき、参考にさせていただける取組みであれば伊丹市と しても相談や協力させていただければと考えておりますので、引き続き研究と 情報提供をよろしくお願いいたします。
- ○議 長 ありがとうございます。他には何かございませんでしょうか。 特にないようでございますので、議案第17号「令和4年度社会福祉法人 伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分予算」につきましては、原案どおり決することにご異議ございませんか。

「異議なし」

○議 長 それでは、議案第17号につきましては原案どおり決しました。

続きまして、予算・事業計画案に関連する規則の報告及び議案につきましては、 一括して審議、報告させていただきます。

議案第18号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団経理規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第19号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団組織規則の一部を改正する規則の制定について」をそれぞれ審議させていただき、報告第7号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団就業規則の一部を改正する規則の制定について」を報告させていただき、これらの3案件を議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

- ○事務局 [報告第7号、議案第18号、議案第19号について説明]
- ○議 長 説明が終わりました。 ただ今の報告第7号、議案第18号、議案第19号の説明について、ご意見

ご質問はございませんか。

○議 長 ご意見がないようでございますので、議案第18号「社会福祉法人伊丹市社会 福祉事業団経理規則の一部を改正する規則の制定について」につきましては、 原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

- ○議 長 ご異議がないようでございますので、議案第18号につきましては、原案どお り決しました。
- ○議 長 次に、議案第19号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団組織規則の一部を 改正する規則の制定について」につきましては、原案どおり決することにご異 議ございませんか。

[異議なし]

- ○議長 ご異議がないようでございますので、議案第19号につきましては、原案どおり決しました。尚、報告第7号につきましても、ご理解いただいたものといたします。
- ○議 長 次に、議案第20号「役員等賠償責任保険契約の内容の決定について部を改 正する規則の制定について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
- ○事務局 [議案第20号を説明]
- ○議長 説明が終わりました。議案20号について、ご意見ご質問はございませんか。
- ○小山理事 役員等が変更になった場合に、役員退任後に前理事ないし前評議員に対して 請求があった場合でも保険適用は可能なのか、遡及対応はできるのかどうか教 えていただきたい。
- ○事務局 手元に詳細がございませんので、後日改めてご報告させていただきます。
- ○議 長 他にご意見ご質問はございませんか。

○議 長 ご意見がないようでございますので、議案第20号「役員等賠償責任保険契約 の内容の決定について」は、につきましては、原案どおり決することにご異議 ございませんか。

[異議なし]

- ○議 長 ご異議がないようでございますので、議案第20号につきましては、原案どお り決しました。
 - (7) その他
- ○議 長 事務局から事務連絡はございますか。
- ○事務局 [事務連絡]

伊丹市の人事異動による理事会の開催については、令和4年3月31日を目途に 書面決議をさせていただく旨説明。

内容:理事候補者の推薦

評議員会の開催について [書面決議]説明。

- ○大橋理事 [挨拶]
 - (8) 閉会
- ○議 長 本日の案件はすべて終了いたしました。ありがとうございました。それでは、 これをもちまして本日の理事会は閉会いたします。

以上、議長は議事が全て終了した旨を告げ、午後3時40分に閉会した。

令和4年3月24日

議事を明確にするため、この議事録を作成し、理事長及び議事録署名人は署名押印した。

理 事 長

議事録署名人

議事録署名人

議事録作成者